

令和元年9月27日

特許権を取得した通信機器で収益を得られるなどとうたい、高額な投資をさせる事業者に関する注意喚起

平成29年4月以降、特許権を取得した通信機器で収益を得られるなどとうたい、高額な投資をさせる事業者に関する相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、LED高速通信株式会社（以下「LED高速通信」といいます。）と消費者との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知）を確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 事業者の概要（注1）

名称	LED高速通信株式会社（法人番号 3010001179763）（注2）
所在地	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館20階
代表者	石塚 清憲

（注1）商業登記されている内容です。

（注2）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

2. 具体的な事例の概要

LED高速通信は、全国各地において、

○ 平成28年11月18日から平成30年8月31日までの間は、「第一次募集」と称して、同社が販売する「LED高速通信機器¹⁾」（以下「LED通信機器」といいます。）に関する「加盟店」を募集するセミナー

○ 平成30年9月1日以降は、「第二次募集」と称して、同社が販売する「LED照明機器」などに関する「加盟店」を募集するセミナー

を開催して、実質的には同社の事業への投資を内容とする契約（以下「加盟店契約」といいます。）の締結について勧誘するセミナーへの参加を消費者に呼びかけます。

(1) 第一次募集について

ア LED高速通信は、LED通信技術が優れたものであり、LED通信機器について特許権を取得しているなどと説明していました。

LED高速通信は、セミナーに参加した消費者に対し、

「LEDの光を利用することにより、電線・電波がなくても通信ができる。」

「無線LANに代わる新たな通信手段として、LED照明を通信機器に置

¹⁾ LED高速通信の説明によれば、LEDの光によって大容量の通信を可能にする「LED通信技術」を用いた通信機器のことをいいます。

き換える技術開発が進んでおり、これからこのすごい技術は普及する。」
「この機器に利用しているLEDの技術は特許権を取得している。」
などと、LED通信技術が優れたものであり、LED通信機器について特許権
を取得しているかのように説明していました。

イ LED高速通信は、契約を締結すれば、LED通信機器の取扱いによる売上げをあん分した金銭を定期的に受け取ることができるなどと説明していました。

LED高速通信は、セミナーにおいて、前記アの説明をするとともに、

「平成29年7月から毎月配当を得られる。」

「この機器を購入してくれれば配当が出せる。」

「この機器はもう設置が始まっている。機器を設置すると利益が入る。そこから配当する。」

「半年前に契約した人が購入した機器はすでに設置が完了していて、配当も出ている。」

「この機器の需要はこれから増える。配当は1年かからずに出せる。早ければ半年で出せる。」

などと、加盟店契約を締結すれば、半年から1年後には、LED通信機器の取扱いによる売上げをあん分した金銭を定期的に受け取ることができ、すでに金銭を受け取っている消費者もいるかのように説明していました。

ウ LED高速通信は、消費者との間で高額な契約を締結していました。

LED高速通信は、前記ア及びイの説明により同社の事業に興味を持った消費者と、加盟店契約を締結していました。

加盟店契約の主な内容は次のとおりです。

○ 契約者は、LED高速通信からLED通信機器を32万4000円で購入する。

○ 契約者は、LED高速通信が行う事業の「加盟店」として登録され、加盟店協力金として21万6000円を同社に支払う。

このように、消費者は、LED高速通信との間で加盟店契約を締結する際に、一口ごとに54万円という非常に高額な金銭を支払うこととなります。

また、消費者が購入したLED通信機器の運用と消費者が得られる利益については、加盟店契約において、

○ 契約者が購入したLED通信機器は契約者には引き渡されず、LED高速通信がその取扱い²を他社に委託する。

○ 契約者は、当該委託先によるLED通信機器の取扱いにより生じた売上げの10パーセントをあん分した金銭を受け取る権利を有する。

などと、消費者が購入したLED通信機器は委託先に引き渡され、当該委託先によるLED通信機器の取扱いによる売上げに応じ、あん分により金銭を支払う旨を約束しています。

² 加盟店契約書では「取扱い」と記載されていますが、具体的には、企業などへの販売やレンタルを指します。

(2) 第二次募集について

ア LED高速通信は、契約を締結すれば、LED照明機器などの取扱いによる利益をあん分した金銭を定期的に受け取ることができるなどと説明しています。

LED高速通信は、セミナーに参加した消費者に対し、

「独自の冷却技術によりLEDの課題であった熱の問題を解決し、中・大型のLEDを実現した。」

「中・大型LEDの連続点灯、長寿命化を世界で唯一実現した。」

などと説明するとともに、

「この機器に関する売上げを上げていき、その売上げからあん分を続けていくというメリットを用意した。」

「一昨年から昨年にかけていくつかの企業などで導入されている。」

「受注を受けた段階で手組みで製造し、納品している。過去の製品のラインアップについては、消費電力や形状に応じて、道路、コンビニ、スーパー、外灯、オフィス、劇場、デパート、遊戯施設、スポーツ施設、工場での検査用のライトとして、様々なものが製品化されている。」

などと、加盟店契約を締結すれば、LED照明機器の取扱いによる売上げをあん分した金銭を継続的に受け取ることができ、また、すでに様々な用途のLED照明機器が複数の企業などに納品されているかのように説明しています。

イ LED高速通信は、消費者との間で高額な契約を締結していました。

LED高速通信は、前記アの説明により同社の事業に興味を持った消費者と、加盟店契約を締結しています。

加盟店契約の主な内容は次のとおりです。

○ 契約者は、LED高速通信からLED照明機器を32万4000円で購入する。

○ 契約者は、LED高速通信が行う事業の「加盟店」として登録され、加盟店協力金として21万6000円を同社に支払う。

このように、消費者は、前記(1)ウと同様に、LED高速通信との間で加盟店契約を締結する際に、一口ごとに54万円という非常に高額な金銭を支払うことになります。

また、消費者が得られる利益については、

○ LED高速通信が、契約者が購入したLED照明機器を預かり、これを取り扱うことにより得た利益の20パーセントをあん分した金銭を受け取る権利を有する。

などと、消費者がLED照明機器の取扱いを同社に委託した場合、同社によるLED照明機器の取扱いによる利益に応じ、あん分により金銭を支払う旨を約束しています。

3. 消費者庁が確認した事実

(1) 第一次募集に関する事実

○ LED高速通信は、第一次募集のセミナーにおいて、消費者に対し、同社が

販売するLED通信機器について特許権を取得しているかのように説明していました。

しかしながら、LED通信機器の製造元によれば、LED通信機器について、特許権は取得していませんでした。(不実告知)

- LED高速通信は、当該セミナーにおいて、消費者に対し、加盟店契約を締結すれば、半年から1年後には、LED通信機器の取扱いによる売上げをあん分した金銭を定期的に受け取ることができ、すでに金銭を受け取っている消費者もいるかのように説明していました。

しかしながら、実際には、セミナー開催時点において、LED通信機器は、一台も製造すらされていなかった上、企業などへの販売やレンタルについての具体的な事業計画も策定されておらず、消費者に対してLED通信機器の取扱いによる売上げをあん分した金銭の支払はなされていませんでした。(不実告知)

- なお、LED高速通信は、加盟店契約を締結した消費者に対し、数回にわたり1万円又は2万円程度を支払っていますが、これは、同社の保有資金から支払われたものであって、LED通信機器の取扱いによる売上げから支払われたものではありませんでした。
- LED高速通信は、令和元年8月末時点においても、LED通信機器の企業などへの販売やレンタルについての具体的な事業計画を策定しておらず、加盟店契約を締結した消費者への金銭の支払が継続的に行われるめどは立っていません。

(2) 第二次募集に関する事実

- LED高速通信は、第二次募集のセミナーにおいて、消費者に対し、加盟店契約を締結すれば、同社が販売するLED照明機器の取扱いによる売上げをあん分した金銭を継続的に受け取ることができ、また、すでに様々な用途のLED照明機器が複数の企業などに納品されているかのように説明していました。

しかしながら、LED照明機器の企業などへの販売及びレンタルの実績はありませんでした。

また、令和元年8月末時点において第二次募集の開始から約1年が経過しているにもかかわらず、同社は、加盟店契約を締結した消費者に対し、LED照明機器の取扱いによる売上げをあん分した金銭の支払をしていませんでした。

- なお、LED高速通信は、令和元年8月末時点において、社内にLED照明機器の販売部門を置かず、販売代理店も置いていないなど、LED照明機器の販売体制を構築していない上、LED照明機器の販売についての具体的な事業計画を策定しない状況のまま、第二次募集を継続しています。

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- セミナーや説明会において高額な投資を勧誘する取引については、決してその場では契約せず、自宅に持ち帰って、家族、親族、友人などに相談したり、取引の内容が信用できるのかを十分に調べたりして、契約するかどうかを慎重に検討

しましょう。

- 友人や知人に、高額な投資を勧誘するセミナーや説明会に誘われても、興味があればきっぱりと断りましょう。セミナーなどに参加した場合であっても、取引の内容を慎重に検討し、自分で納得できない限りは情に流されずに契約を断りましょう。
- 投資に関する勧誘については、説明の内容が複雑であったり、魅力的に思えるような内容であったりするため、消費者がその真偽や妥当性を正しく理解できず、事業者の説明をうのみにしがちです。

投資にはリスクが付きものであり、安全で確実にもうけられるものではありません。投資対象に関する知識や理解が不足したまま高額の投資をすることは避けましょう。

【参考：投資に係る取引に関する消費者庁による注意喚起情報】

件名	URL
株式会社ワールドイノベーションラプオールの名義で行われる「PRPシステム」と称する役務の訪問販売に関する注意喚起（令和元年7月22日公表）	https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_release_190722_0001.pdf
「オーナー制度」と称する取引に関し、多額の支払遅延を発生させている株式会社ケフィア事業振興会に関する注意喚起（平成30年8月31日公表）	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180831_0001.pdf

- 取引に関して不審な点があった場合には、契約したりお金を支払ったりする前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。

消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費者センター等をご案内します。）
電話番号 188（いやや!）
 - ◆ 警察相談専用電話
電話番号 #9110
- ※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
電話 03-3507-9187

特許権を取得した通信機器で収益を得られるなどというたい、高額な投資をさせる事業者に関する注意喚起

全国各地でセミナーを開催して消費者を勧誘します。

LED高速通信 株式会社による説明



当社が販売する商品は、特許権を取得しています！

当社と契約すれば、商品の売上げの一部が定期的に受け取れます！

※ 消費者へ販売する商品は「LED高速通信機器」と「LED照明機器」などです。

セミナーで興味を持った消費者に契約をさせます。



契約をした消費者に、32万4000円で商品を購入させ、さらに、協力金として21万6000円を支払わせます。

しかし！

セミナーでの話と実際とは異なります。

- 消費者に販売したLED高速通信機器は特許権を取得した機器ではありませんでした。
- 消費者に販売した商品は、いずれも企業などへの販売実績がなく、売上げからの支払は全く行われていませんでした。

お金がもらえないわ...



- **高額な投資にはリスクが付きものです。投資をする前に家族や友人に相談するなど、慎重に検討しましょう！**
- **少しでも迷ったときは、消費者ホットライン（188）や警察相談専用電話（#9110）にお電話を！**